

Title	カント法哲学における自立の概念
Sub Title	Das Prinzip der Selbständigkeit in der Rechtsphilosophie Kants
Author	樽井, 正義(Tarui, Masayoshi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1984
Jtitle	哲學 No.78 (1984. 4) ,p.69- 91
JaLC DOI	
Abstract	Die wesentlichen Attribute des Staatsbürgers heißen nach Kant Freiheit, Gleichheit und Selbständigkeit. Während die ersten zwei alien Bargern zukommen, findet das letztere, das als die einzige Qualifikation zur Gesetz- bzw. Stimmgebung gilt, nur auf diejenigen Anwendung, die aufgrund eines bestimmten Eigentums ihr eigener Herr sind. Im vorliegenden Aufsatz wird gezeigt, daß sich das im Privatrecht a priori vorausgesetzte Prinzip der Selbständigkeit im Bereich des Öffentlichen Rechts in aposteriorische Bedingungen auflösen läßt und daß dadurch die Selbstgesetzgebung der Bürger als ein entscheidendes Moment der Freiheit übersehen wird. Um den Grund dieser Auffassung Kants deutlich zu machen, muß neben einer Berücksichtigung ihrer geschichtlichen Beschränktheit untersucht werden, wie Kant bei der Anwendung apriorischer Prinzipien auf die Handlungswelt verfährt.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000078-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カント法哲学における自立の概念

樽 井 正 義*

Das Prinzip der Selbständigkeit in der Rechtsphilosophie Kants

Masayoshi Tarui

Die wesentlichen Attribute des Staatsbürgers heißen nach Kant Freiheit, Gleichheit und Selbständigkeit. Während die ersten zwei allen Bürgern zukommen, findet das letztere, das als die einzige Qualifikation zur Gesetz- bzw. Stimmgebung gilt, nur auf diejenigen Anwendung, die aufgrund eines bestimmten Eigentums ihr eigener Herr sind.

Im vorliegenden Aufsatz wird gezeigt, daß sich das im Privatrecht a priori vorausgesetzte Prinzip der Selbständigkeit im Bereich des öffentlichen Rechts in aposteriorische Bedingungen auflösen läßt und daß dadurch die Selbstgesetzgebung der Bürger als ein entscheidendes Moment der Freiheit übersehen wird. Um den Grund dieser Auffassung Kants deutlich zu machen, muß—neben einer Berücksichtigung ihrer geschichtlichen Beschränktheit—untersucht werden, wie Kant bei der Anwendung apriorischer Prinzipien auf die Handlungswelt verfährt.

* 慶應義塾大学文学部助手

カントは『人倫の形而上学・法論』の四十六節において、「国民の本質と不可分な、その法的属性」として、「自分が同意を与えた以外のいかなる法律にも服従しないという、法律上の自由 Freiheit」、「他人が自分を拘束しうると同様に、自分も他人を法によって拘束する道德能力を持つ、という関係にある他人だけを認め、自分から見て上に立ついかなる者も人民の中に認めないという、国民としての平等 Gleichheit」、そして「自分の生存と扶養を、人民の中のいずれかの他人の意志に負うのではなく、共同体の成員である自分自身の諸権利と諸力とに負うことができるという、国民としての自立 Selbständigkeit. 従って法に関する諸件において、いかなる他人によっても代行されてはならないという、国民としての人格」の三つを挙げている。さらにこれに続く説明において、この第三の属性が「参政権 das Recht der Gesetzgebung」の前提とされるのだが、自由と平等が無条件に万人に帰されるのに対し、自立だけは一定の条件を満たしている者のみが持つ属性とされている。つまり、自立の属性の有無によって、立法に関与しうる「能動国民 der aktive Bürger」とそれからは除外される「受動国民 der passive Bürger」とに国民を二分する制限参政権が、ここに述べられているのである。

今世紀の中葉に男女普通参政権が初めて実現され始めるまで、制限の是非をめぐる論争は長い歴史を持つが、カントの時代においては、それはフランス革命が提起した論点の一つでもあった。従って自立についてのカントの議論は、同時代の政治課題に対する彼の批判哲学の立場からの解答の試みとみることができるが、彼自身、自分の示した解答が批判哲学の諸原理と矛盾するという疑念を、実のところ完全には拭い切れずにいるのである。

近年、カントの自立の概念に関しては、一方では彼の時代の社会的経済的与件や学説史的伝統との関連を探る歴史的研究が、他方では彼の法哲学の諸原理との関連を考える体系的⁽¹⁾研究がなされている。本稿での課題は、

まず、歴史的な研究の成果を考慮しつつ、彼が自立の条件をどのようなものと考えていたかを、彼の叙述に即して整理し、次に、体系的な考察の対象範囲を彼の法哲学から実践哲学へと拡げ、両者の諸原理諸概念に照して、この条件とそれに基づく参政権の制限が妥当しえないことを論証し、そしてさらに、その原因を、わけてもアプリア原理のアポステリオリな所与への適用という、彼の理論にとって不可避な作業の中に指摘することである。この作業は、言葉を替えて言えば、カントの意図はともかく彼の提示した原理自体は、むしろ普通参政権を支持するものであることを示すことになるだろう。

1

国民の自立の属性とそれに基づく参政権についての考察は、『法論』においてだけではなく、それよりも四年前の一七九三年に出版された『理論では正しいが実践には役立たない、という通説について』（以下『通説論』）の第二章でも試みられている。自立の概念を明らかにするためには、この二つの記述を共に検討する必要がある。

『通説論』では、国民の属性と同じ三つのもの、すなわち「社会の成員各自の人間としての自由」、「彼と他のあらゆる成員との臣民としての平等」、「一つの公共体の成員の国民としての自立」は、国家が依拠すべき「アプリア原理」と呼ばれ（8・290）、さらにこの第三の原理は、「共同立法者としての自立」と言い換えられている（8・294）。そして、自立した国民であるためには、「未成年でも婦人でもないという自然的資格」の外に、ただ次のことだけが「唯一の資格」として求められており、それは、「自分自身の主人（権利能力の主体）であり、従って自分を扶養する何らかの財産を持つこと（これには各種の技能、技工、あるいは芸術、あるいは学識も加えられる）。すなわち生活の資を他人から取得しなくてはならない場合に、その取得はもっぱら自分のものの譲渡だけによるのであ

て、自分の労力を使用してよいという同意を他人に与えることによるのではないこと、従って公共体以外の誰にも、言葉の本来の意味で奉公しないこと」である（8・295）。

この引用では、生活の資を他人から取得する手段としての「自分のものの譲渡 Veräußerung dessen was sein ist」と「自分の労力を使用してよいという同意 Bewilligung....., seine Kraft Gebrauch zu machen」とが対置され、自分のものと呼びうる有形無形の「財産 Eigentum」とそうは見做されない労力とが区別されている。さらに、上の引用の中の「自分のもの」に付けられた脚注では、財産と労力とは「作品 opus」と「労働 opera」に、その所有者、つまりそれを他人と「交易する verkehren」者は広義の「職人 artifix」と「人夫 operarius」に呼び換えられている。そして、前者の例として「技術者 Künstler」「手工業者 Handwerker」「鬻師 Perückmacher」等が、後者の例として「家僕 Hausbediente」「商家の奉公人 Ladendiener」「日雇人夫 Tagelöhner」「床屋 Friseur」等が挙げられている。

以上の叙述では、自立の概念にとって財産と労力との区別が決定的な意味を持っていることが理解できる。そこで財産と作品を生産手段と生産物に、そして労力を賃金労働にそれぞれ対応させて、それぞれの所有者を商品生産者および賃金労働者と解釈することは可能であるように思われる⁽²⁾。確かに前者は自立した国民に属し、後者はそこから除外されるのだが、カント自身はこの言葉を用いてはいない。また、財産と労力の相違がどこにあるのか、財産所有がなぜ自立の条件であるのか、ということについても、まだ説明が不足している。

カントの念頭におかれている区別を表す言葉は、それを上の引用から貸りるならば、「自分自身の主人 sein eigener Herr（権利能力の主体 sui iuris）」と「奉公する dienen」者であるが、この区別の根拠および財産所有が自立の条件となる理由は、『法論』で説明されている。

『通説論』での考察は能動国民の資格を示そうとしたのに対して、『法論』では受動国民の性格を明らかにしようとしている。「商人あるいは手工業者の下に働く雇職人 Geselle, (国家に奉仕する者以外の) 奉公人 Dienstbote, (自然による, あるいは国民としての) 未成年, 全ての婦人, そしておしなべて, 自分の経営努力 Betrieb によるのではなく, (国家を除く) 自分以外の人々の指図に従うことによって自分の生存(扶養および保護)を保つことを余儀なくされている者は誰であれ, 国民としての人格を欠いており, その生存はいわば内属 Inherenz⁽³⁾ にすぎない。」さらに、「私が屋敷に雇い入れる薪割人夫, 自分の労働の産物を商品として公けに売り出せるヨーロッパの指物師や鍛冶工とは対照的に, 自分の槌や鉄床やふいごを携えて家々を訪ね, そこで鍛冶仕事をするインドの鍛冶工, 学校教師と対照される家庭教師, 借地農と対照される小作農等々, 彼等は他人の命令や保護を受けざるをえないのであり, 従って国民としての自立を欠いているのだから, 公共体の単なる下働き Handlanger にすぎない。」(46節, 傍点は筆者による.)

この叙述では, 生計を立てるためには「他人の命令や保護を受けざるをえない」ということが, 自立を認められない理由とされている。同様の生産手段を所有し, 同様の労働を行っていながらも, ヨーロッパとインドの鍛冶工が区別されるのは, 前者が自分の経営によって商品を生産し市場にもたらす故に, 社会的に独立した地位を認められているのに対し, 後者は特定不特定の他人の命令に従う, 社会の下働きと見做されているからである。『通説論』における鬻師と床屋との区別も, 独立か従属かという, この基準によるものに他ならない⁽⁴⁾。また, 未成年も婦人も, 「両親の監督権」(29節) あるいは夫の「命令権」(27節) の下に従属する者であるが故に, 自立を欠いているとされるのである。このように, 「他人の意志への依存」こそが, 文字通り自立とは相反することであり, 「他人の命令と保護を受ける」という受動の立場が, そのままに受動国民を規定している当のもの

である。

独立し命令する者と従属する者、つまり主人と奉公人の間にカントが設けた区別は、伝統的な家社会における家長と家人家僕の区別を範にしたものと言える。⁽⁶⁾ 彼は家社会を、「支配する者すなわち主人身分と服従する者すなわち奉公人身分」からなる「不平等社会」と規定している(30節)。この身分関係は「物権的様相を持つ債権」というカントに独自の権利に基づく親族法に含まれるものであるが、主人と奉公人に代表される支配服従関係は、債権に基づく一般の雇傭関係にも敷衍されている。

しかし、こうした支配服従関係それ自体は伝統的なものであるにしても、この関係を成立させる根拠は旧来のものではない。ここでの主人と奉公人の関係は、第一に、世襲という当該人格の意志と行為の介入する余地のないものではもはやない。カントにとっては家長と家僕の関係も債権関係一般と同じく、形式的には一人格と他人格の共同の意志の働きである「契約」によって結ばれるものであり(30節)、給付される労働が人格を消耗させるものであるか否かの判断も、また契約解消の申し出も、当事者双方が行えるものとされている(同、一般的注釈D)。従って第二に、奉公人の身分は固定されたものではない。「公共体のいかなる成員も、……そこにおけるいかなる段階にも、自分の才能と勤勉と幸運によって到達することができるのであれば、それは許されなくてはならない」(8・292)のであって、これを妨げる「世襲特権身分」(同)や「世襲貴族身分」(一般的注釈D)は否定される。

「受動状態から能動状態へと上昇に努めることが可能である」という自然法(46節)に従って、主人の地位を得るために必要な条件は何かといえ、それが『通説論』で主張されている財産所有である。『法論』には財産への言及は見られない。しかし、二つの叙述を考え合わせれば、生活のために労力の提供しかなしえない者は、他人の命令に従わざるをえない受動的存在者であり、これに対して財産を譲渡しうる者は、それを免れた独

立の能動的存在者である、という人間関係が、換言すれば生産手段の所有者が生産過程と生産物を支配し、つまりは労力しか所有しない者を支配する、という人間関係が、ここに事実として洞察されていることは疑いえない。⁽⁶⁾ というのも、カントが所有に関して問題にしているのは、人と物との関係としての貧富ではなく、物を介して拘束し拘束される、つまり支配し服従する人と人との関係に他ならないからである。⁽⁷⁾

『通説論』と『法論』での説明を検討することによって、自立とそれに対置される依存という属性は、家長と家僕に代表される旧来の支配服従関係から受け継がれたものではあるが、この関係を成り立たせる根拠はもはや封建的世襲身分ではなく、新しいものに置き換えられていることが明らかになった。⁽⁸⁾ 以上の検討の結果をまとめて言えば、自立とは他人の意志に従属しないということであり、その直接の根拠は契約にあるが、その潜在的だが実質的な条件は財産所有である、ということになる。従って財産所有者のみが能動国民として参政権を与えられるのである。

能動国民と受動国民を区別することは、カントにとって殆ど自明のことであった。当時のドイツ諸都市で行われていた参事会議員選挙では、参政権は完全市民 *Vollbürger* のみに帰属し、保護市民 *Schützbürger* には与えられていなかったが、⁽⁹⁾ ケーニヒスベルクでも事情は同じであった。⁽¹⁰⁾ ドイツのみならず西欧先進諸国においても、この国民の区別とそれを支持する主張は圧倒的な支配力を保持していた。参政権から「我々が徒弟 *apprentices* や奉公人 *servants* や物貰いを排除しようとする理由は、彼等が他人の意志に従属しており、そのご気嫌を伺わざるをえないということにあると思います。奉公人にしても徒弟にしても、彼等は自分の主人に含まれており、門口をまわる物貰いにしてもそうです」、というカントの叙述とそっくり同じこの主張は、彼よりも一世紀半前のイングランドで、参政権拡大のための闘いに敗れた水平派の一指導者のものである。⁽¹¹⁾ カントが熱狂と共感をもって見守ったフランス革命は、結局この主張を実現するに留ま

⁽¹²⁾ った。一七八九年の『人権宣言』には、「法律は一般意志の表明である。すべての国民は自分自身で、あるいはその代表者を通じて、法律の制定に参与する権利を有する」、とうたわれているが、九一年の『憲法』では能動国民 *citoyens actifs* と受動国民 *citoyens passifs* の区別が設けられ、選挙権（それも間接の）は前者に限定された。前者の条件には、賃金労働をする奉公人 *serviteur à gages* ではないことや、一定額以上の納税を行うことが含まれている。九三年の『憲法』によって、一度は男子普通選挙権が導入されたが、九五年には再び九一年の規定に戻され、革命に終止符が打たれたのである。カントの思索は、このような歴史的政治的な制約の下で行われている。⁽¹³⁾ これまでに検討した叙述は、この区別を目立の属性によって根拠づけようとするカントの試みと言うこともできるだろう。

しかし、この試みが完全に成功したとは、カント自身も思っていない。自立の条件を財産としながらも、「自分自身の主人であるという人間の地位を要求するには何が必要かを規定することは、……いささか困難である」、という告白を記し（8・295）、自立を欠き参政権を持たない受動国民という概念の説明に先立って、この概念は「そもそも国民の概念の説明と矛盾しているように思われる」、という疑念を認めている（46節）。この「困難」と「矛盾」の有無、あるとすればその所在を、カントの法哲学と批判的実践哲学の中に探ることが、次節の課題である。

2

自立の属性の条件を財産所有あるいは契約とすることが、それどころか条件を規定すること自体が困難であることの理由は、自立、財産所有、契約といった個々の概念を、カントの法哲学全体の中で検討しなおすことによって明らかになる。

『法論』への序論（法論の区分B）において、カントは権利の「最高区分」を示している。これによって二分される権利の一方は「生得権利 *das*

angeborene Recht」, すなわち「一切の法的行為に依ることなく, 本性上誰にでも帰属している権利」であり, 法を犯すことによって制限を受ける以外には, 人間である限り決して奪われることのない基本的人権, および権利一般の主体たりうる能力 (権利能力) である. この権利は, 法の普遍的法則に従って「いかなる他人の自由とも両立しうる限りでの自由」と定義され, 「唯一つ」の権利として一括されている. 同一のものが異った局面において違った相貌を見せるように, この唯一の権利である自由も, それが問題とされる場面に応じて異った言葉で表現される. こうしたものとして, 「他者の強制的意志からの独立」という狭義の自由や, 「他人を拘束する以上には他人によって拘束されないという独立」である「平等」と共に, 「自分自身の主人であるという人間の資格 (権利能力の主体)」すなわち自立が挙げられている.

今一つは「取得権利 das erworbene Recht」, すなわち自然的に備わる権利や権利能力とは異り, 「それが取得されるためには法的行為が必要とされる権利」である. 生得権利が一つにまとめられるのに対し, この権利は多岐に分類される. 自立の属性の条件とされる財産権も, 支配服従関係の根拠とされる債権も, この権利に属するとされている.

以上の説明と, 前に見た自立の属性についての叙述の間に, 二つの問題が生じる. その一つは, 上の区分に従えば, 自立の属性それ自体は生得権利に含まれるのに, 前の叙述でその根拠とされた財産権は取得権利に属する, とされていることである. 言い方を換えれば, 生得権利である自立には人間であるという以外の根拠はありえないことを認めながら, その根拠を財産所有と規定し, その生得性を否定しようとしているのである. 従って, カントが告白している「困難」は, 何を自立の根拠とするかにあるのではなく, そもそもあるはずのないところに根拠を求めることにあると言えるだろう.

問題の他の一つは, 自立およびそれに対立する依存の属性と契約の概念

との関係についてである。奉公人あるいは賃金労働者として他人に従属し、その支配を受けることは、直接には契約によって生じるものとされている。そうであるとすれば、第一に、契約締結以前には誰もが誰にも依存せず、自立していることになる。それどころか、契約締結という法的行為には、当事者の自立が不可欠の要件である。他者の意志によってではなく自分の意志によって、自分のものを処分しうる権利能力の主体、つまり自分自身の主人である自立した人格だけが、契約の当事者になれるのである。「契約を結ぶことができるのは、人格である限りでのことである」(一般的注釈D)というのは、このことを意味している。契約による給付の内容が財産の譲渡であれ労力の提供であれ、この契約の前提には何ら変るところはない。⁽¹⁵⁾

第二に、契約締結以降にこの契約によって従属が生じるというとき、そこには二つの服従がある。一方は、契約そのものを遵守し債務の履行を求める「純粋な……理性の一要請」(19節)、あるいはそれに基づく法の命令への服従であり、他方は、債務が労力提供であり、その履行に際して他人の命令や指図に従従することが契約に含まれている場合のそれである。ここで問題になるのは第二の従属であるが、それは契約によって規定される一定の範囲内に限定されたものである。そして、これによって契約の前提とされている人格の自立が失われることを、カントは認めていない。その理由は、自他の人格を決って単に手段としてのみ扱ってはならないという定言命法は、人格が物件として扱われることを、つまり他人への従属が全人格的なものであることを禁じているからである。

このことは、債務の期間と内容が限定されている賃金労働者にとってだけでなく、その限定がゆるい奉公人にとっても変りはない。この点に関するカントの見解は明確に述べられている(30節)。すなわち、「家長と家僕……の結合体」である家社会は、前に見たように不平等社会ではあるが、「自己保存の能力に到達するというだけの理由で」「成年、つまり自分

自身の主人」となって「自然的自由」を獲得した「子供達」と、あるいは「その他の自由な諸人格」と家長との「契約に基づく」社会であり、従って「自由な人々の共同体」である。契約に基づく服従を説くこの議論は、自由意志による契約の名の下に、いかなる支配と服従の人間関係をも正当化することに利用されるが、他方で、契約の前提をなす自立が否定されないように、服従者を保護することを要求する論拠にもされうる。なぜならば、「契約の当事者が……自分の自由を一切放棄し、従って一個の人格であることを止めてしまうような契約は自己矛盾している、つまり無効である」と言えるからである。ゆえに家社会における従属によっても、自立が否定されることはないのである。

こうして私法においては、従属の根拠としての契約は当事者の自立を前提し、またその契約に基づく債務の履行によってこの自立が否定されることは認められない。にもかかわらず、前に見た公法における自立をめぐる議論においては、労力を提供するという債務の履行が、それを行う者の自立を失わせるのである。ここに、カントによって表明されてはいない今一つの難問があるだろう。

自立および従属の根拠を規定する「困難」がどこにあるかは、以上の検討から明らかになった。カントにとっては、既に指摘したように、自立した権利能力の主体であるという属性は生まれながらにして万人に帰属しているものであり、それに加えて行為能力が求められるにしても、上に見たように、そのためには成年に達するという自然的条件以外に何も必要とはされていない。少くとも契約や財産所有は自立の条件とはなりえず、逆にそれらは自立を論理的に前提しなくてはならないのである。権利能力なくしては、いかなる法関係にもはいることはできない。自立した権利能力の主体であることによって、財産を所有し契約を締結し履行することが可能になるのであって、そうした行為によって、自立の属性が与えられたり失われたりするのではない。

自立を欠き立法に関与しえない受動国民という概念と、国民そのものの概念との間の「矛盾」の有無は、国民の属性である自由・平等・自立の概念の相互関係、およびそれらと立法の概念との関連を検討することによって明らかになる。これについて、カントは十分な議論を展開していない。しかし、実践哲学に示された同様の議論を検討することが、ここでの課題に答えることを助けてくれるはずである。なぜならば、法哲学は実践哲学に含まれ、その諸原理を前提しているからである。⁽¹⁶⁾

『人倫の形而上学原論』では、道徳的立法という概念の説明が国家の比喩を使って行われている。すなわち、「様々な理性的存在者が共同の法則によって体系的に結合したもの」である道徳的な「国 Reich」において(4・433)、行為の目的とされるべき人間は、自らの理性によって普遍的に道徳法則を「立法 gesetzgebend」し、衝動や傾向を規定する自然法則からは「自由 frei」であり、自らが立法した法則にのみ「服従 gehorchend」するという「自分自身の本性」によって、この理念としての「可能な目的の国の成員」となる資格を与えられている(4・435)。ここには、理性的存在者である人間が行為世界に対してとる立場の特性としての自由が、二様に述べられている。それは一つには、道徳的行為の格律を求める際に、自然的機構によって意志が規定されないという独立であり、いま一つには理性自身が与える法則によって格律を規定し、自らそれに従って行為世界を秩序づけるという自律である。前者は自由の「消極的概念」、後者は「積極的概念」と呼ばれる(4・446次, 5・33, 人倫の形而上学への序論I)。この自由の二つの概念の中核をなすものは、理性的主体が自ら立法することであり、この自己立法とそれへの服従が自律と呼ばれる自由の積極面を構成し、この自己立法以外のものからの独立が自由の消極面を表している。自由の概念に含まれるこの三つの要素こそが、目的の国の成員の本性をなすものである。

この実践理性の自由の概念によって初めて、「一群の人間が法律の下に

統合したものである」国家（45節）の国民が持つ三つの属性の相互関係、およびそれらと立法との関連が理解される。国民の属性としての自由は、「自分が同意を与えた以外のいかなる法律にも服従しない」（46節）という消極的な自由あるいは独立に対応し、平等は、「臣民としての平等」（8・290）、つまり法への服従における万人の平等を意味している。この自由と平等が主張されるためには、服従すべき法律に同意を与える権利能力が、つまり自立の属性が、国民の第三のそれとして前提されなくてはならない。⁽¹⁷⁾ 国家を秩序づける立法権が国民に認められないとすれば、積極的意味での自由である自律は、実践哲学に含まれるはずの法の領域から欠落することになる。

「外的ではありえない」倫理的立法と「外的でもありえる」法的立法（人倫の形而上学への序論Ⅲ）の間には無論相違がある。前者の主体は個々の理性的人間であるのに対して、後者のそれは個々の国民を越えた全体としての人民である。「立法権は人民の統合した意志にのみ帰属する」（46節）ということは、カントの法哲学の原理として繰り返し強調されている。この立法を行う「統一した人民そのもの」と「臣民としての人民という、個々人からなる集合」は、「命令者」と「服従者」の関係にある（47節）。つまり、個々の国民は、立法主体としての人民全体とは区別され、臣民としてそれに服従する者とされる。しかし、「法律への服従は、国家に属する人間自身の、立法を行う意志から生じる」（同）のだから、国民は単に一方的に服従するだけではなく、人民による立法にどのような形でか関与することが必要になる。このように命令と服従が同じ主体に原理上帰されることによって初めて、法の領域にも自律が成立することになる。カントは「参政権」、すなわち「国家そのものを管理し、組織づけ、一定の法律の制定に関与する権利」を国民に認めているが、その場合の国民を財産所有者に限定しているのである（46節）。従って、それから排除される受動国民には服従のみが求められることになり、国民の概念が含むべき自己立法と

それ故の服従、つまり自律は成り立たなくなってしまう。受動国民の概念と国民一般の概念との「矛盾」は、ここにあるように思われる。⁽¹⁸⁾

カント自身、上に示した三つの属性の相互関係、およびそれらと立法の概念との関連を理解していたはずである。「本来立法の概念は、外的自由、平等および万人の意志の統一の三概念が一緒になって形成される。投票が必要とされる最後のものにとっては、前の二つが共に前提されているならば、自立が条件となる」、また、「万人が万人について決定し、つまりは各人が自分について決定する」(8・294次)という記述が、それを示唆している。しかし、自立が国民の不可欠な属性であり、万人が立法に参与する権利能力を持つということが、原則としてはっきりと確認されていない。この記述は括弧の中にしまいこまれて、続いて能動国民と受動国民の区別が、原則と例外というよりは二つの範疇として示されるのである。

特定人格あるいは特定集団の特殊意志による恣意的一方的支配を排し、人民全体の意志が定める法律が支配する公共的なものとしての共和国を建設することが、カントの法哲学の大きな課題とされている(52節)。彼はこの観点から、「ひたすら受動的な立場をとることを強いられている」臣民を、特定の主権者が支配する「家長的政府」は、「考えられる限り最大の専制」である、と批判している(8・290次)。受動国民の存在を是認することは、彼が否定しようとする、この一方的支配者と一方的服従者からなる旧来の国家の図式を、再び引き入れることになってしまおうと言えるだろう。

3

前節の検討において、自立の条件を財産所有に求めることは「困難」であることと、参政権を持たない受動国民という概念はそもそも国民の概念と「矛盾」することの理由が、カントの議論の中に指摘された。このことはとりもなおさず、カントの法哲学あるいは実践哲学の諸原理諸概念に従

って、万人の自立つまり立法に関与する権利能力が導き出されることを示している。それにもかかわらずカントの著作においては、財産を所有する能動国民にのみ自立の属性と参政権を認めようとすることに、大きな努力が払われている。そうした「困難」に直面し、「矛盾」に陥った原因は何であるのか、それを探ることが最後の課題である。

原因の一つは、前節で示したように、立法の概念との関連において、三つの属性の不可分な相互関係が十分に体系的に考究されていないことにある。そもそも三つの属性の組合わせそのものが、カントの思索の中に始めから不可分のものとして定着していたのではない。自由と平等は不変であるが、第三の自立はそうではなかった。

この組合わせがカントの著作に初めて現れるのは一七九三年の『通説論』だが、この前の年に書かれたと見られる『準備草稿』には、「自由、平等および世界公民の統一 Welt-Bürgerliche Einheit (同胞愛 Verbrüderung)」(23・139) という表現が見られる。この「同胞愛」という言葉は明らかに仏語 *fraternité* の独語訳であり、従って本来この組合わせは、フランス革命の影響の下に、共和制の標語である自由・平等・博愛をそのままに受け容れたものであることが推察される。この同胞愛を「統一」あるいは「統合 Vereinigung」と置き換えるところから、カント自身の思索が始まっており、この三つの原理を、実体性・原因性・相互性という様態のカテゴリーを援用して解釈しようとする試みもなされている。また、『準備草稿』の中には自立を含む組合わせも見られる(23・136, 140)。そして自立と統一との関係について、統一においては「自立が内的に前提されている」と述べられ(23・139)、自由・平等・自立は「国民であるための個人の要件」、自立に代わる統合は「万人が国家を形成するための要件、全体の要件」と呼ばれているが(23・141)、この見方が『準備草稿』に貫かれているわけではない。

『通説論』では既に見たように、自由・平等・自立の三つの原理は、国

家が依拠すべき原理，つまり上の呼び方に従えば全体的要件とされ，ここに自立を含む組合わせが定着したかに思われるが，実はそうではなく，原理の性格規定や組合わせをめぐる模索はまだ続けられている．この二年後の九五年に発表された『永遠平和のために』では，共和的国家体制の依拠すべき原理として，人間としての自由，臣民としての従属，国民としての平等が挙げられており（8・349次），自立あるいは統一という言葉は使われていない．そしてその二年後の九七年に出版された『法論』では，今度は国民の属性つまり個人的要件として，自立を含む組合わせが再び示されるのである．

以上の経緯から見てとれるように，これまで国民の属性として考察してきた三つの概念は，その原型がフランス革命の標語から採られているようであり，カントの思想の主要概念から体系的に導き出されているのではない．わけても立法との関連は，当初は考え合わされていない．そして，それ等を彼の思想の言葉に置き換えて定着させようと長期間試みられてはいるが，結局は整理し切れずに，「困難」と「矛盾」を残してしまったのである．

しかし，体系的な考究は十分になされていないにしても，自由・平等・自立が「アプリアリな原理」であり，「国民の本質と不可分な属性」であることは，ともかくも明言されている．また，冒頭に示した「自分の生存と扶養を……自分自身の権利と力に負うことができる」という自立の定義は，契約を結ぶ自分の権利と自分の力である労力の提供とによって生活する奉公人や賃金労働者にも，無矛盾に当てはまると言うことができる．ところがこの定義に続く説明において，自立すなわち立法関与の権利能力の条件は財産所有とされ，生得権利として万人に帰属することが否定されるのである．自立の原理が法論および実践哲学の諸前提と抵触するのは，この説明においてである．そうであるとすれば，この説明と先行する定義との間にも，「矛盾」と「困難」の原因があることになる．

『法論』の序文に定められた叙述の方法に従えば、この定義と説明との間には質的な違いがある。定義が示されているのは「本文」であり、そこでは「アプリアリに構想された体系に属する権利」が扱われ、説明が行われているのは「注釈」であって、そこには「特殊な経験的諸事例に関わる諸々の権利」が述べられることになっている⁽¹⁹⁾。この区別に従えば、国民の属性としての自立は、アプリアリな理念としては万人に帰属する権利であるが、その「経験に現れる諸事例への適用」(同)の結果、この権利は、財産所有者だけに限定されることになる。そうだとすれば、検討されるべき原因は、アプリアリな原理が経験世界において真に実践的になるためには不可欠な、この「適用 Anwendung」という作業にあることになる。

アプリアリで普遍的な原理ないし「理論」を、アポステリアリで特殊な実例ないし「実践」に適用する働きをするのは、異質なものを「結合し橋渡しする中間項」としての判断力であるが、これには「包摂を行う際に準拠すべき規則」が与えられていない(8・275)。判断力を適切に用いるには「教えようがなく習熟するしかない才能」(3・131/B172)が必要であり、従ってアプリアリな原理を経験に完璧に適用できるのはまさに「神技」(人倫の形而上学への序論Ⅱ)とされる。ここに、アプリアリな理念を掲げてアポステリアリな行為世界に臨むカントの実践哲学にとって、極めて困難な問題がある。

判断が規則を持たないとされる以上、カントが自立の原理について行った適用の作業過程が正しく行われたか否かを検討することはできない。しかし判断がどう行われたにせよ、適用されるのがアプリアリで実践的な理念である限りは、それは経験的な与件をそのままに肯定し解説するのではなく、それを批判し、統御し、秩序づける規範として機能しなくてはならない。この観点からすれば、カントが行った適用は適切であったとはいえない。なぜならば、独立した主人とそれに依存する奉公人の二集団からなる社会的現実の中で彼が行ったことは、万人の自立を原理として確認

し、これに照して両者の間にある参政権上の不公正を批判し是正しようとするのではなく、この原理の代りに財産所有という基準を据え、国民が支配者と従属者に二分されることを是認し、正当化することに他ならないからである。既に示したように、国民の属性をなす三つの原理の内、自由の原理は家長的専制統治を批判し、平等の原理は世襲的特権身分を否定して、共に実践的規範としての機能を果しているが、自立の原理だけは、この役割を全うしていない。生得的に万人に帰属する自立というアプリアリな原理は、財産所有という経験的なものにすり替えられて、その規範としての力を失ってしまっているのである。

国民の自立という原理に照して、原則として万人に参政権が与えられるならば、万人の統合した意志による立法という、前節で検討されたカントの理念が要求するはずのことの一つは満たされるが、無論それだけでは、この理念が求める全てに応えることにはならない。この立法のためには、個人の立法関与の仕方や全体の合意形成の方法が定められなくてはならないが、その具体的な規定を、この理念から導出あるいは演繹することはできない。カントにおける理念や原理の役割は、経験的事実を検討して立法や参政の制度を制定し運用する際に、一つの規範としてそれらを統整することにある。

こうして、国民の自立の属性あるいは立法関与の権利能力に関するカントの議論の困難および矛盾の原因は、自立を含む三つの属性と立法の概念との関係を、批判的実践哲学の前提を踏まえて体系的に展開しなかったこと、またこの属性あるいは権利能力を、アプリアリな原理としてはっきりと確認しなかったこと、そして何よりも、この規範的原理を経験的与件に批判的に適用せず、逆にそれを正当化するものを原理の代りに置いたことにある、ということが明らかになる。

本稿の考察によって、自立すなわち立法関与の権利能力の根拠が財産所

有に求められる次第と、それが法哲学および実践哲学の中で妥当性を持ちえない理由が、そしてそうした「困難」と「矛盾」に陥った原因が指摘された。このことは既に述べたように、カントの実践哲学および法哲学の諸原則が、本来は万人の自立を主張しうるものであることを示している。簡潔にまとめて言えば、実践哲学では、各自の行為の格律と普遍的法則との一致を命ずる定言命法に従って、自ら立法するとともにそれに服従する、理性を備えた人間の自律が主張され、他のものからの独立が消極的な自由と呼ばれる。法哲学では、一群の人間の相互依存による共同生活という事実と定言命法とから、自他の自由の両立を命ずる法の法則が導かれる。立法は、この法則と万人の統合した意志という理念に基づいてなされる。国民各自は、この立法に関与する権利能力の主体として自立しており、その立法に服従することにおいて平等であり、他のものに拘束されることなく自由である。このように整理されるならば、特定人格による他人格の一方的支配を批判し、支配と服従の同一主体への帰属を主張するカントのこの理論は、彼が支持しようとした制限参政権を否定し、彼の意図を越えて普通参政権を原理的に基礎づけるものである、とすることができるだろう。

注

カントのテキストからの引用は、『法論』は節の番号あるいはそれに準ずるもので、その他はアカデミー版の巻数と頁付けで示す。

(1) 以下の注で議論される最近の主要な研究は、次のものである（括弧内は初出の年度）。

Julius Ebbinghaus: Das Kantische System der Rechte des Menschen und Bürgers in seiner geschichtlichen und aktuellen Bedeutung. in: ders.: Gesammelte Aufsätze Vorträge Reden. Darmstadt 1968. S. 161-193. (1964)

Iring Fetscher: Immanuel Kants bürgerlicher Reformismus. in: K. v. Beyme (Hrsg): Theory and Politics. den Haag 1971. S. 70-95.

Richard Saage: Eigentum, Staat und Gesellschaft bei Immanuel Kant. Stuttgart u. a. 1973.

Manfred Riedel: Herrschaft und Gesellschaft. Zur Legitimationsproblem des Politischen in der Philosophie. in: ders. (Hrsg.): Rehabilitation der praktischen Philosophie. Bd. II. Freiburg 1974. S. 235-258.
Günter Bien: Revolution, Bürgerbegriff und Freiheit. Über die neuzeitliche Transformation der alteuropäischen Verfassungstheorie in politische Geschichtsphilosophie. in: Zwi Batscha (Hrsg.): Materialien zu Kants Rechtsphilosophie. Frankfurt a. M. 1976. S. 77-101. (1974)

Gerhard Luf: Freiheit und Gleichheit. Die Aktualität im politischen Denken Kants. Wien u. a. 1978.

Susan Meld Shell: The Rights of Reason. A Study of Kant's Philosophy and Politics. Toronto 1980.

Zwi Batscha: Bürgerliche Republik und bürgerliche Revolution bei Immanuel Kant. in: ders.: Studien zur politischen Theorie des deutschen Frühliberalismus. Frankfurt a. M. 1981. S. 43-64.

Hans-Georg Deggau: Die Aporien der Rechtslehre Kants. Stuttgart-Bad Cannstatt 1983.

なお便宜的にあえて分類すれば、*Fetscher*, *Saage*, *Riedel*, *Bien*, *Batscha* は歴史的研究に、*Ebbinghaus*, *Luf*, *Shell*, *Deggau* は体系的の研究に属するといえるだろう。

- (2) *Fetscher*, S. 79 f は、この区別こそがカントの意図したものだが、それは物的商品生産者と奉公人の区別と混同されており、その理由は、「賃金労働者の大多数が、少くともプロイセンでは当時もなお、家僕あるいは類似の機能を持っていた」ことにあるとしている。*Saage*, S. 87 もこれを支持し、混同の原因を、カントが「生産手段の支配」という決定的基準を認識していなかったことに求めている。
- (3) 『通説論への準備草稿』には、次の表現がある。「国民は社会において、自分の法的自立を持つ人間、つまり普遍的公共的立法権の構成員と見做されうる人間である。——従って、僕婢 *Knecht* は皆、寄生植物のように他の国民に根をおろしている人間である。」(23・137)
- (4) *Fetscher*, S. 79 f は、商品生産者であるはずの床屋に自立が認められていないのは、「奉公(サービス)という商品の特殊な性質」のためだとしているが、それよりはむしろ、肉体を扱う賤業と伝統的に見做されて来たが故に、カントの目には社会的な従属者の典型と写ったからだと思われる。*Bien*,

S. 78 f 参照.

- (5) 古典的な家長概念のカントによる継承と変様については, *Riedel*, S. 235 ff, *Luf* S. 40 ff 参照.
- (6) *Shell*, p. 158 は, 「賃金労働者が根っから従属的であることの原因は, 貧困にあるのではなく, 生産したものを所有することなく, 自分の意図するものを生産することがないことにある, と見ることに於いて, カントはリカルドやマルクスの先駆となっている」, と述べている. また *Deggau*, S. 260 f も参照.
- (7) この点については, 『法論』17節, およびこれに関する拙稿「カントの所有論」三田哲学会編「哲学」第75集, 1982年, 143頁以下参照.
- (8) *Riedel*, S. 255 は, 支配する主人と服従する奉公人という「図式」は残っているが, 前者は家長である必要はなく, 財産を所有しさえすればよいのだから, 主人の「概念」は変化している, と指摘している.
- 家社会の長ではなく個々の財産所有者を主人と見るこの変化は, E・エーアリッヒ「権利能力論」川島武宜・三藤正訳, 岩波書店, 1975, 91頁以下に倣って言えば, 「法が各人がある団体の所属者としてだけでなく, 個々の人として承認すること」, 従って「おのおのの個人が権利能力があると認める」ことを求める「個人主義」に向かう変化と見ることができるだろう.
- (9) W. H. ブリュフォード「十八世紀のドイツ」上西川原章訳, 三修社, 1981年, 192頁以下参照.
- (10) *Christian Ritter: Immanuel Kant. in: Michael Stolleis (Hrsg): Staatsdenker in 17. und 18. Jahrhundert. Frankfurt a. M. 1977. S. 286 f* 参照.
- (11) これは, 1647年10月, パトニー会議における William Petty の発言であり, *C. M. Macpherson: The Political Theory of Possessive Individualism. Oxford 1979, p. 123* からの引用である. *Macpherson* は, 「平等派が線を引いたのは, 貧困と富裕の間にではなく, 従属と自立の間にであり, 二本の線は重なり合っていないかった」(p. 124), と指摘している.
- (12) 条文は, *L. Duguit et ali (éds): Les constitutions et les principes lois politiques de la France, Paris 1952* による.

また, *Batscha*, S. 57 f は, 公共体を形成する「国民 Nation」と法律の外に立つ「賤民 Pöbel」という区別(7・311)を引用し, 後者が受動国民とされるのは, 特殊利害しか眼中にないとカントが見ているからであり, その際に彼の念頭におかれているのは, フランス革命で蜂起した民衆である, と

述べている。

- (13) このことを *Hans Reiss* (ed): *Kant's Political Writings*. Cambridge 1971. p. 27 は、「彼はアメリカ革命とフランス革命の哲学者には違いないが、前者は本質的に地主の革命であり、後者はブルジョアの革命であることを忘れてはならない」と簡潔に表現している。

同じ制約の下にある同時代の他思想家による制限参政権の根拠づけとカントの主張を比較する用意は、筆者にはない。桑原武雄編「フランス革命の研究」岩波書店、1959年、107頁、276頁、および杉原泰雄「国民主権の憲法史的展開(一)」一橋学会編「法学研究」6、1966年、134頁は、フランス革命におけるシェイエースやバルナーブの論拠として、財産所有者のみが財産を保全する国家秩序に利害関心を持つこと、非所有者には参政という公務（権利ではなく）を果しうる教養と余暇が欠けていること、を挙げている。また九五年憲法には、納税（8条）や兵役（9条）という国家への貢献に対して参政権が与えられるとする考えが示されている。こうした議論との直接の関連は、カントの中に見られない（一般的注釈B参照）。

- (14) この制限参政権の主張に対する疑念は、カントの独白に留まらない。同じ世紀の内に彼に続く世代によって、制限を緩和あるいは除去しようとする批判が、彼の著作に対して向けられている。*Bien* 88 f, *Deggau* 257 参照。
- (15) 契約の概念に関連して、*Deggau*, S. 258 f は、労働力は財産でなく従って「法的に無」とされながら、他方では契約の対象とされている、という矛盾を指摘している。
- (16) 批判的実践哲学との関係の有無は、研究者の議論が分かるところであるが、本稿は両者の間に密接不可分の関係を主張する。この関係については、*Friedrich Kaulbach*: *Der Begriff der Freiheit in Kants Rechtsphilosophie*. in: *Philosophische Perspektiven*, Bd. 5. 1973. S. 78-91, および *Ralf Dreier*: *Zur Einheit der praktischen Philosophie Kants*. *Kants Rechtsphilosophie im Kontext seiner Moralphilosophie*. in: *ders.: Recht-Moral Ideologie. Studien zur Rechtstheorie*. Frankfurt a. M. 1981 (1979). S. 286-315 を参照。
- (17) *Luf* は、自立の概念は「独自の原理ではない」のであって、政治的意志形成の問題について、「自由と平等の関係から導出されるもの」にすぎず(S. 154)、それを「アプリアリな独自の原理に高めた」ことに、カントの定義の「主要な欠陥がある」(S. 163 f), と述べているが、平等を過度に重視する彼の議論は三重に誤っている。第一に、自立は、ここに示されたように独自のアプ

リオリな原理であり、従って第二に、カントの議論の欠陥は、本来アポステリオリな自立をアプリオリなものとしたことではなく、後に示すように、本来アプリオリな自立の代りにアポステリオリなものを置き替えたことにある。第三に、アプリオリな原理とアポステリオリなものとの関係は、前者から後者を導出するのでも実現するのでもなく、後者に前者を規範として適用することである。

- (18) *Ebbinghaus*, S. 188 f は、自立している者とそれに依存している者の利害は一致しており、それ故に後者の意見は前者により予め決められているとして、受動国民に参政権が与えられないことを矛盾とは見ず、カントの主張を正当化しようと試みているが、両者の利害はむしろ相反するという事実が全く考慮されていない。
- (19) 実際には、*Reinhard Brandt: Eigentumstheorien von Grotius bis Kant*. Stuttgart-Bad Cannstatt 1974. S. 202 が指摘しているように、この区別が常に守られているとは言難いのだが、この箇所については、具体例に即した考察がなされていることから、区別は守られていると言うことができる。